

第158号議案

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職員の給与に関する条例第8条第1項ただし書に規定する行9級職員等に相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第6条第2項中「みち」を「途」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、この条例による改正後の島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項ただし書の規定は適用せず、同条例第17条の2中「職員の給与に関する条例」とあるのは「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第 号）附則第9項から第11項まで」と、「及び職員の退職手当に関する条例」とあるのは「並びに職員の退職手当に関する条例」とする。